

(別紙1)

ショートステイ鶴住

利用料金(多床室)一覧表

令和7年5月1日～

第1段階 (生活保護を受給されている方)

1日あたりの合計額(概算)

単位:円

	1日当たりの 基本料金	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算(Ⅰ)	介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	居住費	食費	合計額/日
要支援度1	451	18			66	0	300	835
要支援度2	561	18			81	0	300	960
要介護度1	603	18	8	13	90	0	300	1,032
要介護度2	672	18	8	13	100	0	300	1,111
要介護度3	745	18	8	13	110	0	300	1,194
要介護度4	815	18	8	13	120	0	300	1,274
要介護度5	884	18	8	13	129	0	300	1,352

第2段階

(世帯全員が非課税で、前年の所得金額＋課税年金収入額が80万円以下
かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下の方)

	1日当たりの 基本料金	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算(Ⅰ)	介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	居住費	食費	合計額/日
要支援度1	451	18			66	430	600	1,565
要支援度2	561	18			81	430	600	1,690
要介護度1	603	18	8	13	90	430	600	1,762
要介護度2	672	18	8	13	100	430	600	1,841
要介護度3	745	18	8	13	110	430	600	1,924
要介護度4	815	18	8	13	120	430	600	2,004
要介護度5	884	18	8	13	129	430	600	2,082

第3段階①

(世帯全員が非課税で、前年の所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下
かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下の方)

	1日当たりの 基本料金	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算(Ⅰ)	介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	居住費	食費	合計額/日
要支援度1	451	18			66	430	1,000	1,965
要支援度2	561	18			81	430	1,000	2,090
要介護度1	603	18	8	13	90	430	1,000	2,162
要介護度2	672	18	8	13	100	430	1,000	2,241
要介護度3	745	18	8	13	110	430	1,000	2,324
要介護度4	815	18	8	13	120	430	1,000	2,404
要介護度5	884	18	8	13	129	430	1,000	2,482

第3段階②

(世帯全員が非課税で、前年の所得金額＋課税年金収入額が120万円超

かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下の方)

	1日当たりの 基本料金	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算(Ⅰ)	介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	居住費	食費	合計額/日
要支援度1	451	18			66	430	1,300	2,265
要支援度2	561	18			81	430	1,300	2,390
要介護度1	603	18	8	13	90	430	1,300	2,462
要介護度2	672	18	8	13	100	430	1,300	2,541
要介護度3	745	18	8	13	110	430	1,300	2,624
要介護度4	815	18	8	13	120	430	1,300	2,704
要介護度5	884	18	8	13	129	430	1,300	2,782

第4段階 (市町村民税課税世帯の方)

	1日当たりの 基本料金	サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	看護体制 加算(Ⅱ)	夜勤職員配 置加算(Ⅰ)	介護職員等処 遇改善加算(Ⅰ)	居住費	食費	合計額/日
要支援度1	451	18			66	915	1,445	2,895
要支援度2	561	18			81	915	1,445	3,020
要介護度1	603	18	8	13	90	915	1,445	3,092
要介護度2	672	18	8	13	100	915	1,445	3,171
要介護度3	745	18	8	13	110	915	1,445	3,254
要介護度4	815	18	8	13	120	915	1,445	3,334
要介護度5	884	18	8	13	129	915	1,445	3,412

食費1,445円の内訳:朝食395円、昼食525円、夕食525円

《介護職員等処遇改善加算Ⅰ》

・上記加算は基本サービス費に各種加算を加えた総単位数に加算率(14.0%)をかけて計算します。

《生産性向上推進体制加算Ⅱ》

・上記加算は、介護サービスの質を維持・向上させながら業務の効率化を図る取り組みを評価する加算制度です。利用料金に、10単位/月加算となります。

《対象者のみの加算・減算》

《対象者のみ加算》送迎加算(片道184単位、往復368単位)

《対象者のみ減算》長期利用者に対する短期生活長期利用者提供減算(△30単位/日)

※連続30日を超える長期利用者に対し31目以降から適応となる減算

《その他の費用》

電 気 代	・テレビ50円/日
日常生活費	・理髪代2,000円 ・特殊処置用品(実費)